大阪府育英会奨学生の募集について
～ 在 学 募 集 ～

公益財団法人 大阪府育英会

令和 3年 4月

目　次

公益財団法人
大阪府育英会

■ 在学募集について

制度の概要について …… 1

- 申込資格 …… 2
- 貸付限度額 …… 3

■ 申込手続きについて

申込方法 …… ４・５

■ 申込書類について

- 申込書の点検について …… ６・７
- 収入に関する証明書について …… ８～１２
- 住民票について …… １３
- 通帳のコピーについて …… １４
- 借用証書の点検について …… １５・１６
- 金額等の記入例 …… １７～１９

制度の概要について

学校教育法による高等学校等に在学し、向学心に富みながら経済的理由により修学が困難な生徒に学資を貸付し、修学を支援することを目的としています。なお、大阪府育英会の奨学金は、無利子です。
（予約募集で申込みをし、奨学資金の貸付を受ける予定の方、また、すでに奨学資金の貸付を受けている方は、対象ではありません。）

奨学金は貸付金です！
卒業後（貸付終了後）は必ず返還しなければなりません！
返還金は後輩のための奨学金になります！
確実に返還してください！

在学募集について

申 込 資 格

（１）学校教育法による次の学校に在学する者

- 高等学校(中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む)、高等専門学校
- 専修学校(高等課程)　（ただし修業年限１年以上の学科）

（２）保護者（父母等）が大阪府内に住所を有すること

保護者とは、民法による親権を行う者又は未成年後見人をいい、保護者がいない場合は、生徒の生計を支え、かつ学資を負担する者をいいます。

保護者が外国籍の方の申込みについては、次の在留資格が必要となります。

【在留資格】・永住者　・日本人の配偶者等　・永住者の配偶者等　・定住者

（３）以下の算式により算出された所得判定額（保護者合算）が当会の基準未満であること

【算式】 市町村民税の課税標準額 × ６ ％ － 市町村民税の調整控除の額 ＝ 所得判定額

（政令指定都市に市民税を納税している場合は、「調整控除の額」に３／４を乗じた額）

奨学金区分	学校区分	所 得 判 定 額	年収めやす（※）
入学時増額奨学資金	国公立・私立とも	154,500 円未満	590 万円未満
奨学資金	国　公　立	251,100 円未満	800 万円未満
	私　　立	347,100 円未満	1,000 万円未満

（※）年収めやすは、保護者のうちどちらか一方が働き、高校生1人（16歳以上）、中学生1人の４人世帯の場合のものです。

在学募集について

公益財団法人 大阪府育英会

貸付限度額

所得判定額	年収めやす（※1）	貸付限度額（年額）	貸付対象区分
251,100円未満	800万円未満	授業料実質負担額（※2） ＋ その他教育費：１０万円	国公立・私立 とも貸付可
251,100円以上 347,100円未満	800万円以上 1,000万円未満	授業料実質負担額（※2） （注）２４万円を上限	私立のみ 貸付可

（※1）年収めやすは、保護者のうちどちらか一方が働き、高校生1人（16歳以上）、中学生1人の４人世帯の場合のものです。

（※2）授業料実質負担額とは、学校の授業料年額から国の就学支援金、大阪府私立高等学校等授業料支援補助金、学校独自の減免額等を差し引いた実質的な授業料負担額をいいます。

≪在学募集の主な流れ≫

４月中旬 ～５月初旬	募　　集	４月中旬頃に募集関係書類を高等学校等宛に送付
学校が指定する日まで	・申込書類の提出	生　徒 → 高校等 → 大阪府育英会
６月下旬	・採用通知　交付 ・原　　票　交付	生　徒 ← 高校等 ← 大阪府育英会
	・原　　票　提出	生　徒 → 高校等
７月１２日	・貸　　付（生徒本人の口座に振込）	生徒の口座 ← 大阪府育英会

申込手続きについて

公益財団法人 大阪府育英会

◎ 申込希望の方は、学校で『奨学生申込みのしおり（申込書）』をもらってください。

令和３年度
奨学生申込みのしおり
公益財団法人 大阪府育英会 採用貸付課

＜セット内容＞

- 奨学生申込みのしおり
- 奨学生申込書
- 申込書記入例
- 奨学資金借用証書
- 奨学資金借用証書記入についての注意事項及び記入例
- Q&A一覧
- 申込者用チェックリスト
- 別表（※私立高校等のみにセット）
- 高等教育の修学支援の概要（※該当する学校のみにセット）

4　申　込　手　続　き

	① 奨学生申込書
	※申込書[illegible]印鑑登録証明書の住所が異なる場合は、事情書の提出が必要です。
提出期限	学校が指定する期日（期限厳守） 【学校提出期限：　　月　　日（　　）】
提出先	在学する高等学校等

しおりの２ページ目に学校への提出期限を記入する箇所があります。
忘れないように必ず記入し、
期限までに学校に提出してください。

※提出期限厳守※

申込手続きについて

公益財団法人
大阪府育英会

◎ 必ず以下の点を確認し、期限までに学校に提出してください。
点検箇所・方法等については、次ページ以降を参照してください。

提出書類の確認について

1 申込書の必要事項がすべて記入されているか。

2 申込書 C 面に必要書類がすべてのり付けされているか。

① 保護者の収入に関する証明書等
② 生徒本人及び保護者の住民票
③ 生徒本人の通帳のコピー
④ その他の書類
（「ひとり親家庭医療証」のコピーや事情書など）

3
- 借用証書の記入漏れやハンコの押し忘れがないか。
- 連帯保証人の印鑑登録証明書がのり付けされているか。

申込書類について

公益財団法人 大阪府育英会

1 申込書の必要事項がすべて記入されているか。

記入例 を参照し、記入漏れや記入間違いがないようにしてください。

（※ 申込書 B の金額等の記入例は１６ページ以降を参照してください。）

・申込書 A

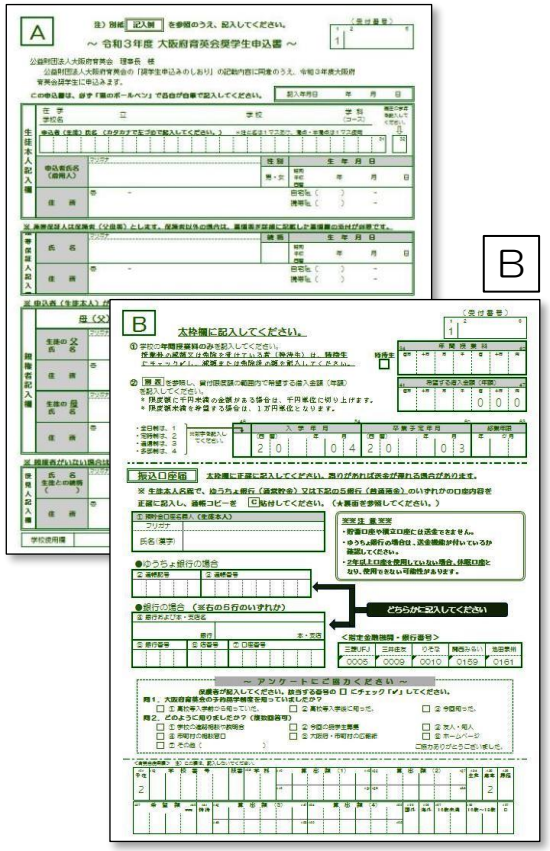

記入例 A

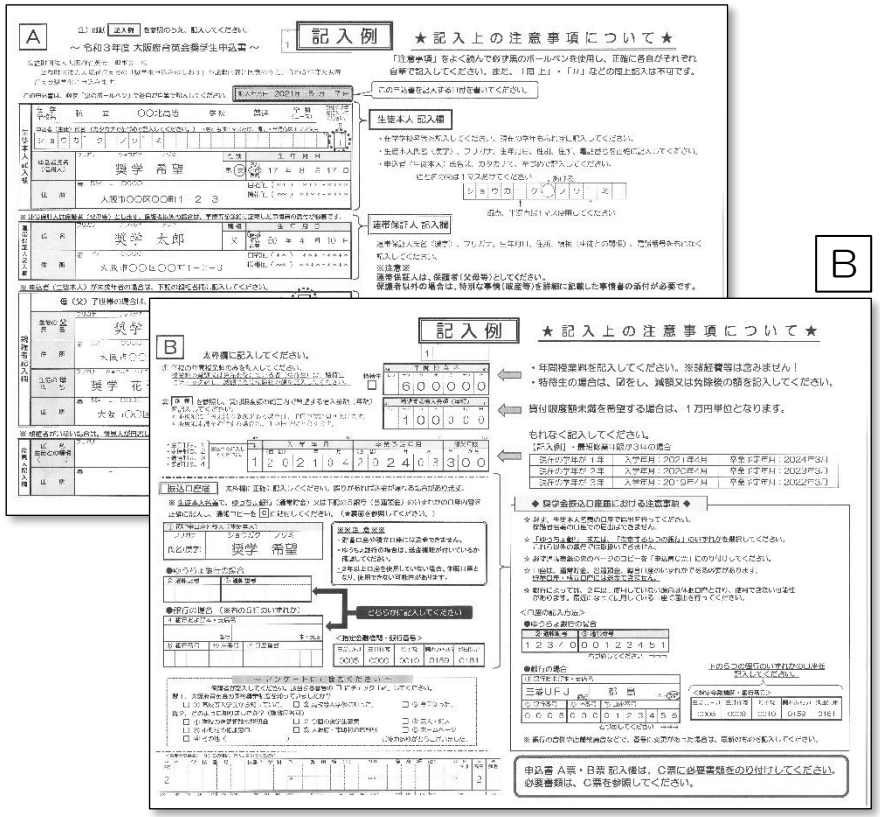

申込書類について

公益財団法人 大阪府育英会

2 申込書 C 面に必要書類がすべてのり付けされているか。

次ページ以降を参照し、提出漏れがないようにしてください。

・申 込 書 C

C

●次の1・2・3の書類を、ここにのり付けしてください。

1．収入に関する証明書（コピー可）

2．申込者（生徒本人）及び保護者の住民票
（原本で、当会に提出する日から3ヶ月以内に発行されたもの）
※裏面の「住民票提出における注意事項」を必ず読んでください。

3．指定銀行の通帳コピー（表紙の裏面）（生徒本人名義）

証明書等の上部を上にして、表向きに貼ってください。
（2枚以上の場合は、重ねてのり付けしてください。）

～ 収 入 に 関 す る 証 明 書 に つ い て ～

※『課税証明書』の場合は、必ず「課税標準額（課税総所得金額）」、「調整控除額」が記載されたものを提出してください。
※『特別徴収税額の決定・変更通知書』の場合、「調整控除額」は、「税額控除額」に含まれた形で記載されます。「調整控除額」確認のため、追加で「調整控除額」の記載がある『課税証明書』の提出をお願いすることがありますので、あらかじめご了承ください。

	保護者の職業形態	申 込 に 必 要 な 書 類
1	給与収入の方（サラリーマンなど）	◎令和2年度 市（町村）民税・自民税特別徴収税額の決定・変更通知書（納税義務者用） （＊）5月下旬から6月上旬に、勤務先から交付されたものです。非課税の方についても、交付されています。
2	給与収入以外の方（自営業者など）	◎令和2年度 市（町村）民税・自民税納税通知書兼税額決定（充当）通知書 （＊）6月中に市町村の税務担当課から送付されたものです。お住まいの地域により、非課税の方には送付されていない場合があります。
3	・上の1及び2の証明書が提出できない方 ・住民税が非課税等の方	◎令和2年度 市（町村）民税・自民税課税証明書 （＊）令和2年1月1日現在の住所地の市区町村の窓口で交付をうけてください。（市区町村により証明書の名称が異なります。）
4	生活保護世帯の方	◎生活保護受給（再用）証明書　（当会に提出する日から3ヶ月以内に発行されたもの） （＊）住所地の市区町福祉事務所等で交付を受けてください。 ※）証明書には、生徒氏名および保護者（父母等）氏名の記載が必要です。

※注意※

1．源泉徴収票、確定申告書、非課税通知書等は、証明書として使用できません。

2．保護者全員の証明書を提出してください。
（ただし、上の1～3の証明書において、扶養親族該当区分の控除対象配偶者欄に「＊」・「★」・「1」・「有」が記載されている場合は、配偶者の証明書は不要です。）

3．上記 1、2 の両方の収入がある方は、両方の証明書を提出してください。

※ 下記事情に該当する場合は、上記証明書に加えて、以下の書類が必要です。

事 情 内 容	必 要 な 書 類 等
■ひとり親家庭の場合 上記 1～3 の証明において、本人該当区分の寡婦・特定の寡婦・寡夫欄に＊印・★印等が記載されていない場合	◎『ひとり親家庭医療証』のコピー 上記のコピーが提出できないときは、その事実が確認できる書類 （続柄を表示した世帯全員の住民票等）
■海外勤務などで、住民税が非課税の場合	◎令和元年（平成31年）中の給与支払証明書 （当会所定の様式）
■解雇等による失職・転職、その他著しい収入減が見込まれる場合	◎申込時から1年以内に交付された『雇用保険受給資格者証』又は『離職票（証明書）』のコピー ◎退職日までの源泉徴収票 ◎今年の収入見込み証明書等

≪必要書類≫

① 保護者の収入に関する証明書等

② 生徒本人及び保護者の住民票

③ 生徒本人の通帳のコピー

④ その他の書類
- 「ひとり親家庭医療証」のコピー
- 事情書　　など

申込書類について

公益財団法人 大阪府育英会

2 申込書 C 面に必要書類がすべてのり付けされているか。

① 保護者の収入に関する証明書

注）氏名の部分が切れないようにコピーしてください！

次のいずれかを必ずのり付けしてください。

※ 令和２年度（直近）のもので、保護者全員分 ※

保護者の職業形態		申込に必要な書類
1	給与収入の方 （サラリーマンなど）	◎ 令和２年度 市(町村)民税・ 府民税特別徴収税額の決定・変更通知書（納税義務者用） （*）昨年５月下旬から６月上旬に、勤務先から交付されたものです。 非課税の方についても、交付されています。
2	給与収入以外の方 （自営業者など）	◎ 令和２年度 市(町村)民税・ 府民税納税通知書兼税額決定(充当)通知書 （*）昨年６月中に市町村の税務担当課から送付されたものです。 お住まいの地域により、非課税の方には送付されていない場合があります。
3	・上の１及び２の証明書が提出できない人 ・住民税が非課税等の人	◎ 令和２年度 市(町村)民税・ 府民税課税証明書 （*）市区町村の窓口で交付をうけてください。 （市区町村により証明書の名称が異なります。）
4	生活保護世帯の人	◎ 生活保護受給（適用）証明書（提出する日から3ケ月以内に発行されたもの） （*）住所地の市区町村福祉事務所等で交付を受けてください。 注）証明書には、生徒氏名及び保護者（父母等）氏名の記載が必要です。

※ 源泉徴収票、確定申告書は、収入に関する証明書として使用できません。

※ 上記１、２の両方の収入がある方は、両方の証明書が必要です。

※ 上記１～３の証明書において扶養親族該当区分の控除対象配偶者欄に 「＊」・「★」・「１」・「有」が記載されている場合は、配偶者の証明書は不要です。

公益財団法人 大阪府育英会

2 申込書 C 面に必要書類がすべてのり付けされているか。

① 保護者の収入に関する証明書

注）次の事情に該当する場合は、収入に関する証明書に加えて次の書類が必要です。

事　情　内　容	必　要　書　類
■ ひとり親家庭の場合 収入に関する証明書において、本人該当区分の寡婦・特定の寡婦・寡夫に＊印・★印等が記載されていない場合	◎『ひとり親家庭医療証』のコピー 上記を提出できない場合は、その事実が確認できる書類 （続柄を表示した世帯全員の住民票 等）
■ 海外勤務などで、住民税が非課税の場合	◎令和元年（平成３１年）中の給与支払証明書 （育英会所定の様式）
■ 解雇等による失職・転職、 その他著しい収入減が見込まれる場合	◎申込時から１年以内に交付された『雇用保険受給資格者証』又は『離職票（証明書）』のコピー ◎退職日までの源泉徴収票 ◎前年の収入証明書等

※ ひとり親家庭（母子・父子世帯）の提出書類不備が多く見られます。
ひとり親家庭の場合は、『収入に関する証明書』の「寡婦・特別寡婦・寡夫」欄に記号があるか（次ページ以降参照）、ない場合は『ひとり親家庭医療証』のコピー、又は『続柄が表示されている世帯全員の住民票の原本』の提出が必要です。

公益財団法人 大阪府育英会

① 保護者の収入に関する証明書

＜参考＞ 『収入に関する証明書』の「寡婦・特別寡婦・寡夫」欄

1．給与収入の方（サラリーマンなど）

● 特別徴収税額の決定・変更通知書　［大阪市の例］

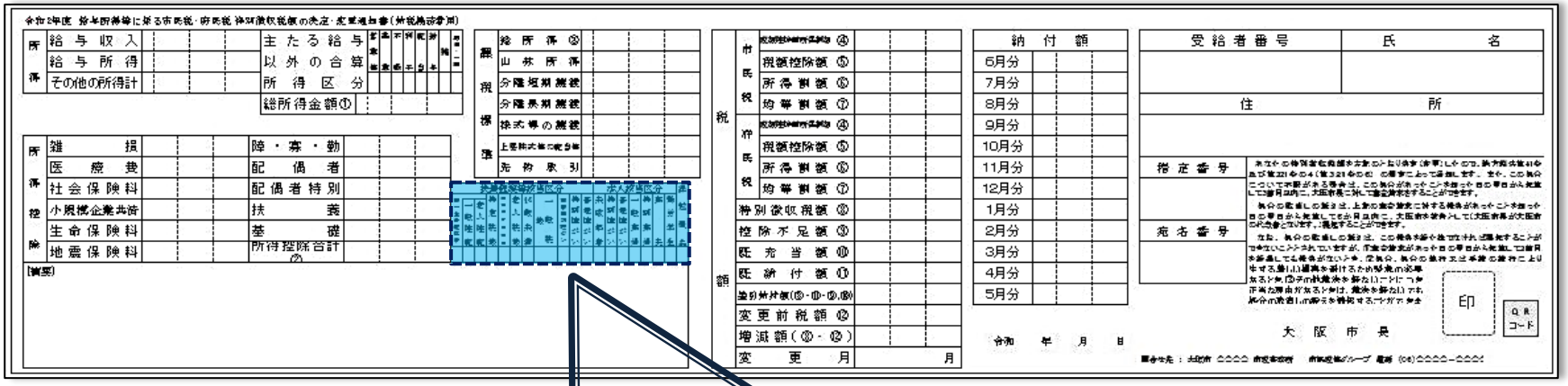

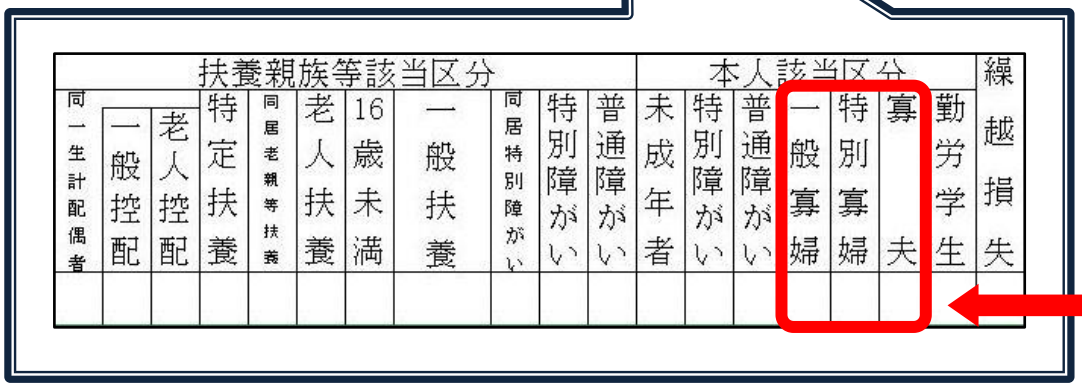

ここに「＊」印や「★」印等があれば、「ひとり親家庭」です。

公益財団法人 大阪府育英会

① 保護者の収入に関する証明書

＜参考＞『収入に関する証明書』の「寡婦・特別寡婦・寡夫」欄

2．給与収入以外の方（自営業者など）

● 納税通知書兼税額（充当）通知書

（その１）　［大阪市の例］

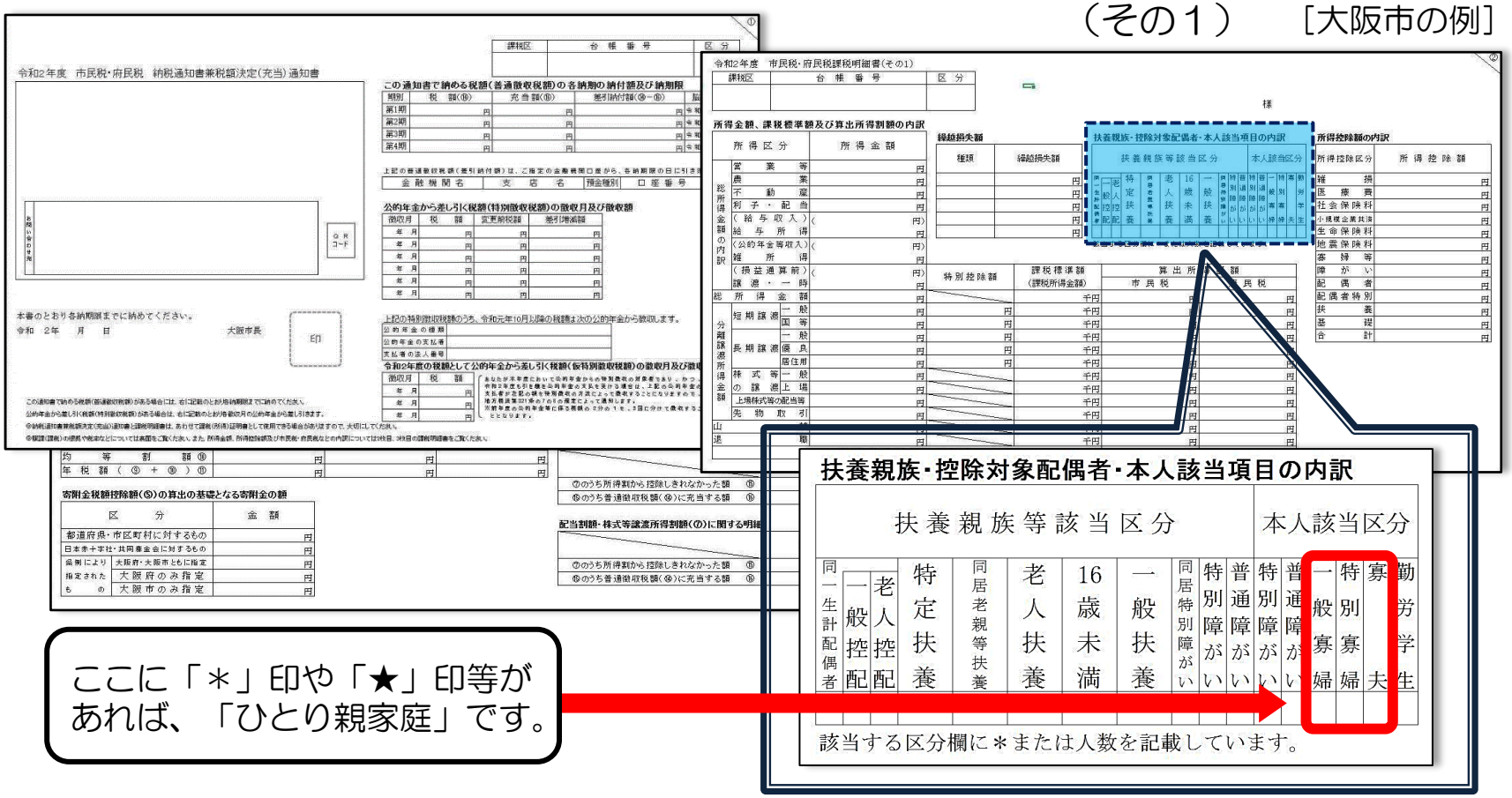

ここに「＊」印や「★」印等があれば、「ひとり親家庭」です。

公益財団法人 大阪府育英会

① 保護者の収入に関する証明書

＜参考＞ 『収入に関する証明書』の「寡婦・特別寡婦・寡夫」欄

３．前記１及び２の証明書が提出できない方、住民税が非課税の方

● 市民税・府民税証明書

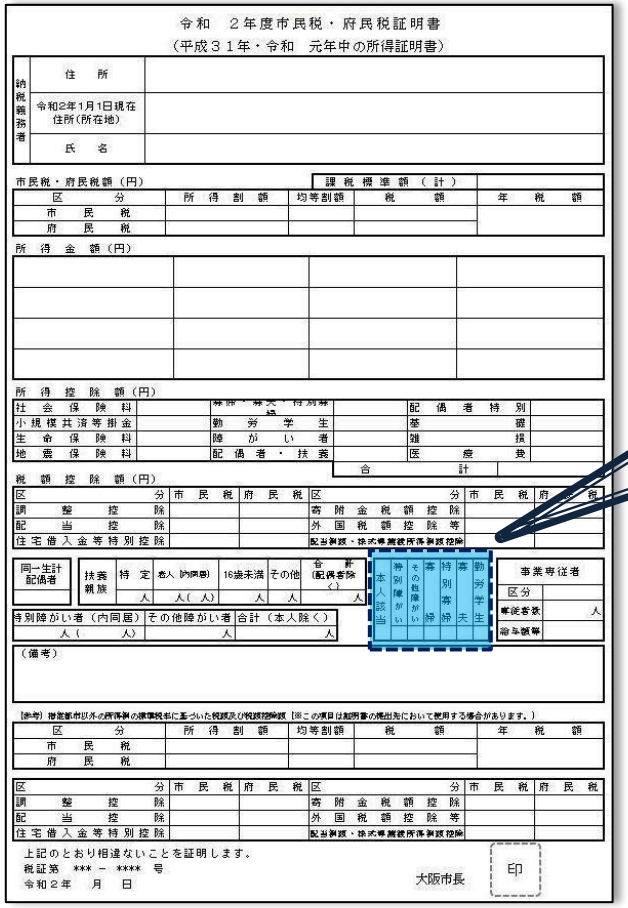
令和　２年度市民税・府民税証明書
（平成３１年・令和　元年中の所得証明書）

納税義務者
住　所
令和2年1月1日現在住所（所在地）
氏　名

市民税・府民税額（円）　課税標準額（計）

区分	所得割額	均等割額	税額	年税額
市民税				
府民税				

所得金額（円）

所得控除額（円）

社会保険料		寡婦・寡夫・特別寡婦		配偶者特別	
小規模共済等掛金		勤労学生		基礎	
生命保険料		障がい者		雑損	
地震保険料		配偶者・扶養		医療費	
		合計			

税額控除額（円）

区分	市民税	府民税	区分	市民税	府民税
調整控除			寄附金税額控除		
配当控除			外国税額控除等		
住宅借入金等特別控除			配当割額・株式等譲渡所得割額控除		

同一生計配偶者	扶養親族 特定	老人（内同居）	16歳未満	その他	合計（配偶者除く）
	人	人（人）	人	人	人

本人該当　特別障がい　その他障がい　寡婦　特別寡婦　寡夫　勤労学生

事業専従者　区分　青色者数　人　白色専従者

特別障がい者（内同居）　その他障がい者　合計（本人除く）
人（人）　人　人

（備考）

（参考）指定都市以外の所得税の標準税率に基づいた税額及び税額控除額（※この項目は証明書の提出先において使用する場合があります。）

区分	所得割額	均等割額	税額	年税額
市民税				
府民税				

区分	市民税	府民税	区分	市民税	府民税
調整控除			寄附金税額控除		
配当控除			外国税額控除等		
住宅借入金等特別控除			配当割額・株式等譲渡所得割額控除		

上記のとおり相違ないことを証明します。
税証第　***－****　号
令和２年　月　日　　大阪市長　印

［大阪市の例］

ここに「＊」印や「○」印等があれば、「ひとり親家庭」です。

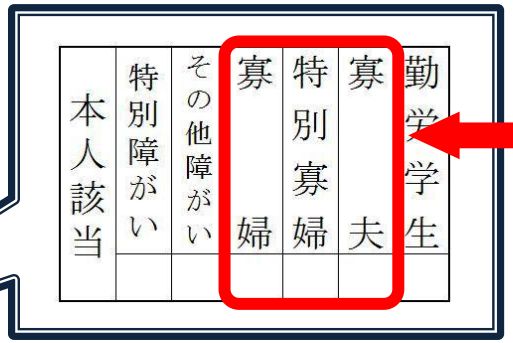

市区町村により表示方法等が異なります。
『所等控除の内訳』欄に「寡婦」などの文言と併せて金額（300,000円など）が表示されている場合などがあります。

公益財団法人 大阪府育英会

2 申込書 C 面に必要書類がすべてのり付けされているか。

② 生徒本人及び保護者の住民票

以下の点に注意してください！

① **原本**で、当会に提出する日から**３ヶ月以内**に発行されたものを提出してください。

② **複数枚綴り**の住民票は、**解かず全て提出**してください。
（一部のみが提出されている場合は、受付できません。）

③ **個人番号（「マイナンバー」）は非表示にしてください。**
（表示されているものは、受付できません。）

④ 保護者が**外国籍**の場合は、**「在留資格」の表示**が必要です。
但し、「在留カード」又は「特別永住者証明書（カード）」のコピーが添付されている場合は、非表示でも結構です。

なお、**申込資格がある在留資格は、以下のみ**となります。
- 永住者
- 日本人の配偶者等
- 永住者の配偶者等
- 定住者（※）

（※）定住者の場合は、将来日本に永住する意思確認のための『申立書』の提出が必要です。所定の様式がありますので、当会までご連絡ください。

⑤ **「ひとり親家庭」**の証明書類として提出する場合は、**続柄表示がある世帯全員の住民票が必要です。**

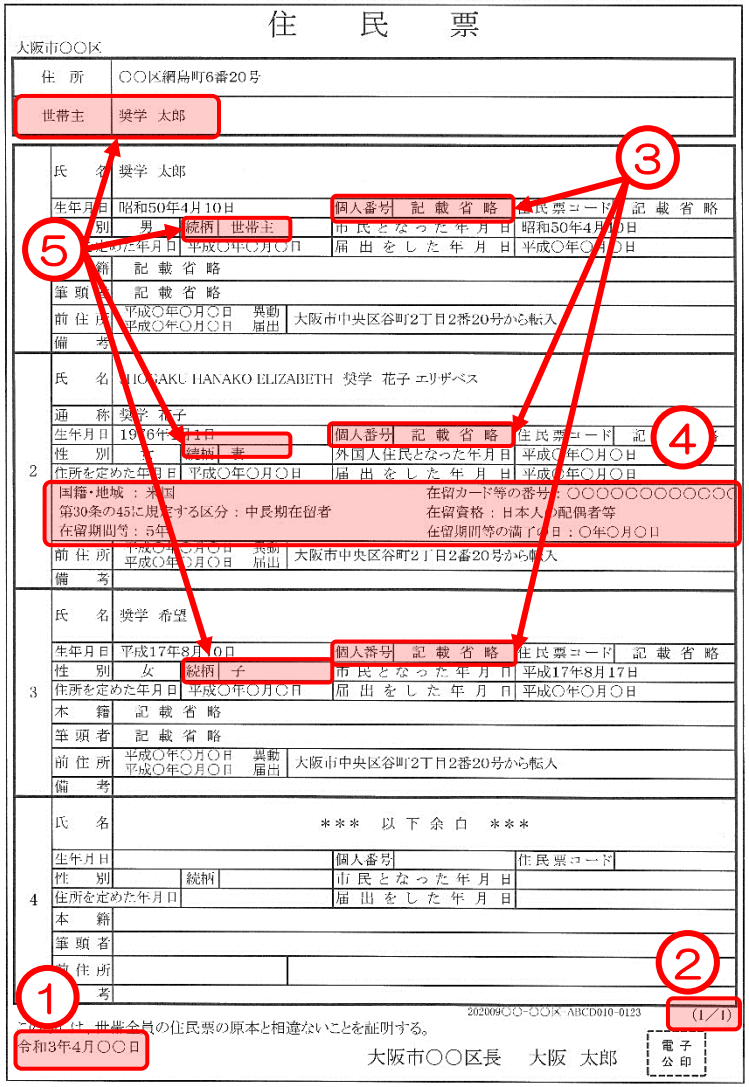

公益財団法人 大阪府育英会

2 申込書 C 面に必要書類がすべてのり付けされているか。

③ 生徒本人の通帳のコピー

生徒本人名義の通帳コピーをのり付けしてください！

※ 通帳がないタイプの口座の場合、キャッシュカードのコピーやインターネットバンキングログイン後に各銀行が用意している「通帳表紙イメージ」や「口座番号連絡書」などをプリントアウトしたものを提出してください。

■ ゆうちょ銀行（通常貯金）の場合

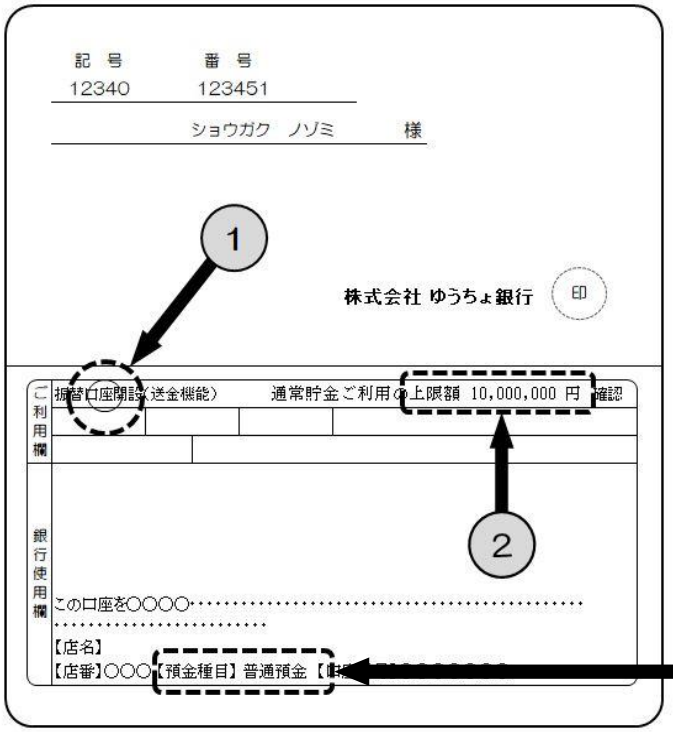

このページをコピーして提出してください。

※ 送金機能がないと振込できません

≪送金機能の確認方法≫

① 振替口座開設に「○」印がある
② 上限額に金額の印字がある

① または ② の場合、振込可能

※どちらもない場合は、ゆうちょ銀行へ問い合わせが必要です！

【預金種目】は、普通預金

■ その他の銀行の場合

（下記銀行以外は受付不可）

- 三菱UFJ銀行
- 三井住友銀行
- りそな銀行
- 関西みらい銀行
- 池田泉州銀行

普通預金（総合口座）

- 口座名義人
- 口座番号
- 支店番号
- 支店名

が記載されているページのコピーを提出してください。（通帳表紙の次のページ）

公益財団法人 大阪府育英会

3
- 借用証書の記入漏れやハンコの押し忘れがないか。
- 連帯保証人の印鑑登録証明書がのり付けされているか。

「記入についての注意事項及び記入例」を参照し、特に以下の点に注意してください。

- **同一筆跡の場合は受付できません！**　必ず、各自で 署名・捺印してください。
  （障がいや病気、けがなどの理由で署名が困難なため代筆される場合は、事情書の添付が必要です。）
- **借用金額の訂正はできません！**（書き間違えた場合は、新しい借用証書に書き直してください。）
- **金額等は正しく記入してください！**（※金額等の記入例は次ページ以降を参照してください。）

・借用証書

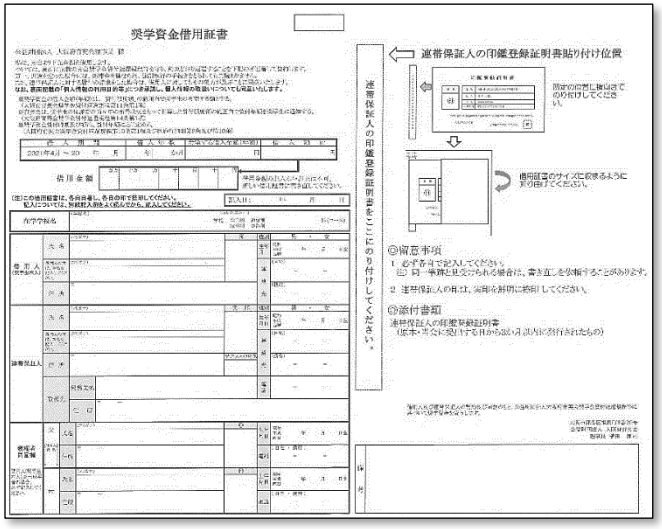

・記入についての注意事項及び記入例

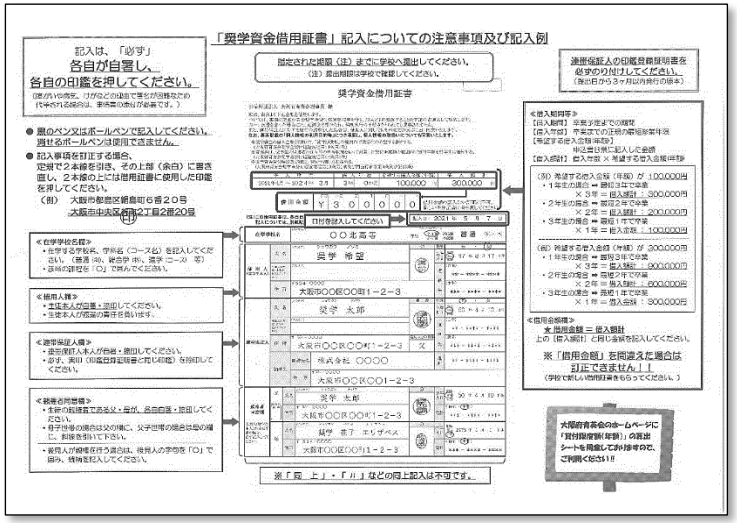

公益財団法人 大阪府育英会

注　意

※ 借用金額を訂正したものは受付できません！（上段部分の訂正は可能です。）

○　訂正可
（訂正印がない場合も受付可）

×　訂正不可！
（新しい借用証書に書き直させてください。）

■ 署名の訂正方法

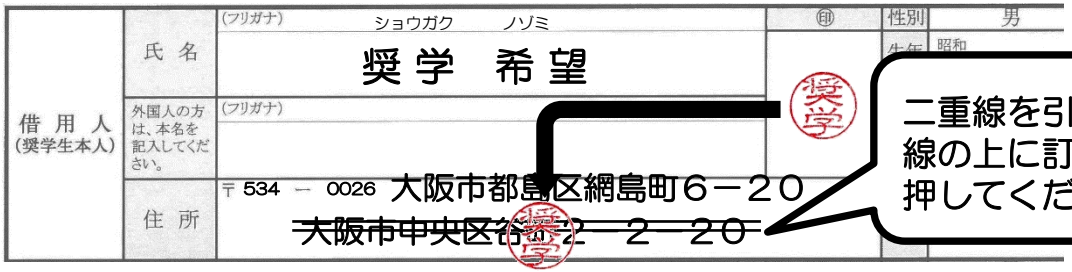

二重線を引いて、線の上に訂正印を押してください。

注）訂正する方のハンコ
- 借用人欄の訂正➡借用人欄のハンコ
- 連帯保証人欄の訂正➡連帯保証人の実印
- 親権者父欄の訂正➡親権者父欄のハンコ
- 親権者母欄の訂正➡親権者母欄のハンコ

■ ハンコの押し直し

印影が重ならないように、押し直してください。

公益財団法人 大阪府育英会

金額等の記入例

- 申込書 B
- 奨学資金借用証書

① 希望する借入年額 × ② 希望する借入年数 ＝ 借入額計 / 借用金額

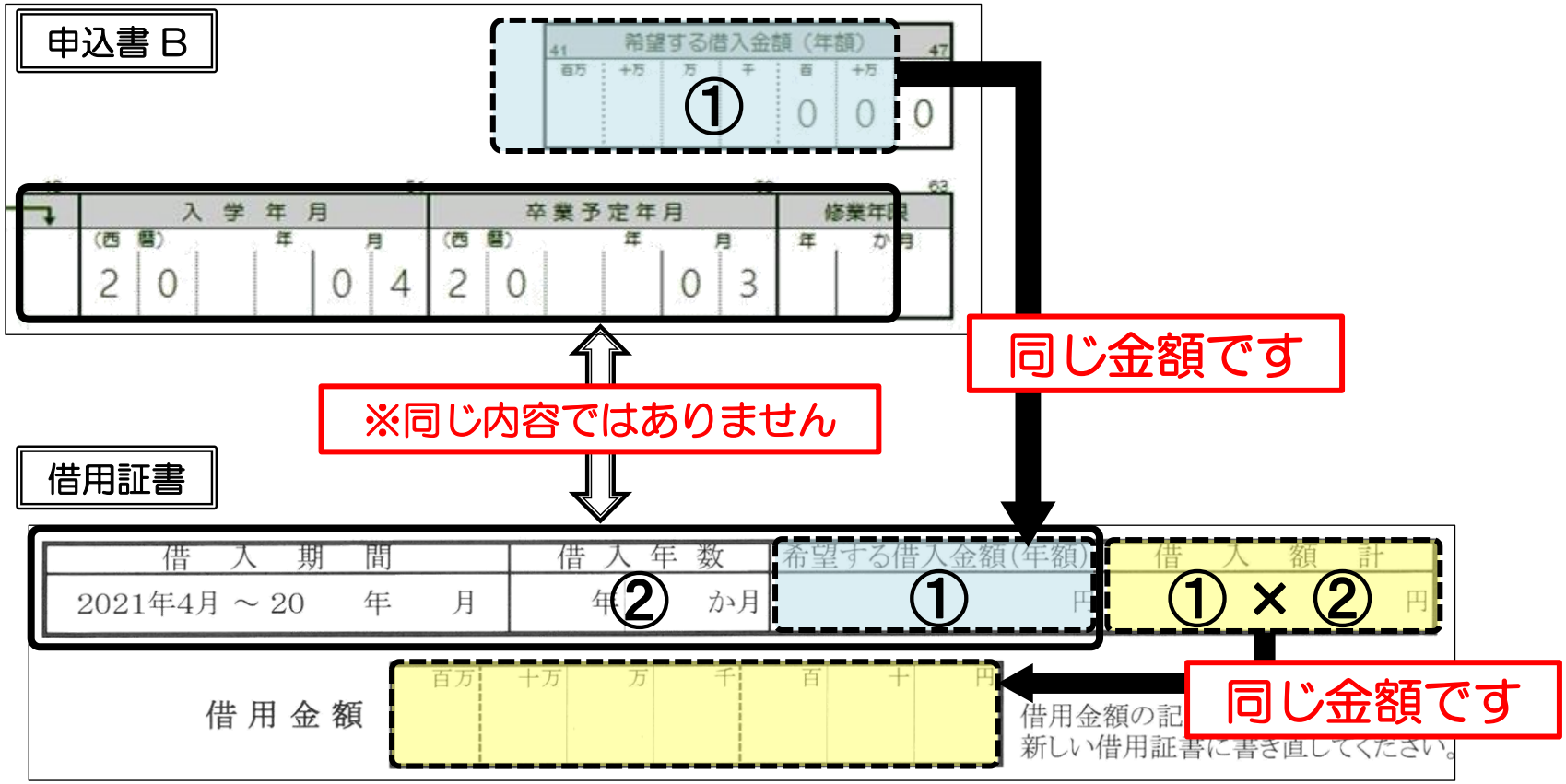

公益財団法人 大阪府育英会

金額等の記入例

- 申込書 B
- 奨学資金借用証書

例1

- 現在の学年　１年生
- 最短修業年限　３年
- 借入希望年数　３年
- 借入希望年額　１０万円

申込書Ｂ

希望する借入金額（年額）						
百万	十万	万	千	百	十万	円
	1	0	0	0	0	0

入学年月				卒業予定年月				修業年限		
（西暦）	年	月		（西暦）	年	月		年	か月	
2 0	2 1	0 4		2 0	2 4	0 3		3	0	0

借用証書

借入期間	借入年数	希望する借入金額(年額)	借入額計
2021年4月 ～ 2024年 3 月	3 年 0 か月	100,000 円	300,000 円

借用金額

百万	十万	万	千	百	十	円
	3	0	0	0	0	0

借用金額の記入ミス・訂正は不可。
新しい借用証書に書き直してください。

例2

- 現在の学年　２年生
- 最短修業年限　３年
- 借入希望年数　２年
- 借入希望年額　１０万円

申込書Ｂ

希望する借入金額（年額）						
百万	十万	万	千	百	十万	円
	1	0	0	0	0	0

入学年月				卒業予定年月				修業年限		
（西暦）	年	月		（西暦）	年	月		年	か月	
2 0	2 0	0 4		2 0	2 3	0 3		3	0	0

借用証書

借入期間	借入年数	希望する借入金額(年額)	借入額計
2021年4月 ～ 2023年 3 月	2 年 0 か月	100,000 円	200,000 円

借用金額

百万	十万	万	千	百	十	円
	2	0	0	0	0	0

借用金額の記入ミス・訂正は不可。
新しい借用証書に書き直してください。

申込書類について

公益財団法人
大阪府育英会

例 3

- 現在の学年　３ 年生
- 最短修業年限　３ 年
- 借入希望年数　１ 年
- 借入希望年額　１０ 万円

申込書 B

希望する借入金額（年額）						
百万	十万	万	千	百	十万	円
	1	0	0	0	0	0

入学年月						卒業予定年月						修業年限		
（西暦）		年		月		（西暦）		年		月		年		か月
2	0	1	9	0	4	2	0	2	2	0	3	3	0	0

借用証書

借入期間	借入年数		希望する借入金額(年額)	借入額計
2021年4月 ～ 2022年 3 月	1 年	0 か月	100,000 円	100,000 円

借用金額

百万	十万	万	千	百	十	円
	1	0	0	0	0	0

借用金額の記入ミス・訂正は不可。
新しい借用証書に書き直してください。

※ 最短修業年未満の借入希望の場合　借入可能年数：３年　→　借入希望年数：２年（３年次不要）

例 4

- 現在の学年　１ 年生
- 最短修業年限　３ 年
- 借入希望年数　２ 年
- 借入希望年額　１０ 万円

申込書 B

希望する借入金額（年額）						
百万	十万	万	千	百	十万	円
	1	0	0	0	0	0

入学年月						卒業予定年月						修業年限		
（西暦）		年		月		（西暦）		年		月		年		か月
2	0	2	1	0	4	2	0	2	4	0	3	3	0	0

借入期間	借入年数		希望する借入金額(年額)	借入額計
2021年4月 ～ 2023年 3 月	2 年	0 か月	100,000 円	200,000 円

借用金額

百万	十万	万	千	百	十	円
	2	0	0	0	0	0

借用金額の記入ミス・訂正は不可。
新しい借用証書に書き直してください。

３年次の借入を追加で希望される場合は、増額貸付可能です。（別途手続きが必要です。）